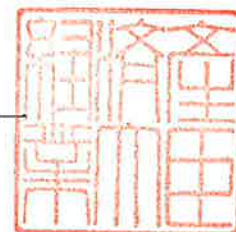


経 済 産 業 省

20150715資第1号
平成27年7月17日

愛媛県知事 中村 時広 殿

経済産業大臣 宮沢 洋一



四国電力株式会社伊方発電所3号炉の再稼働へ向けた政府の方針について

日頃から、エネルギー政策、原子力政策の推進に当たって、貴職には、特段のご理解とご協力を賜り、心から感謝いたします。

ご承知のとおり、四国電力株式会社伊方発電所3号炉（以下、「伊方発電所3号炉」という。）については、平成27年7月15日、原子力規制委員会によって、新規規制基準に適合すると認められ、原子炉設置変更許可が行われました。これにより、再稼働に求められる安全性が確保されることが確認されました。

これを受けて、政府として、下記の方針に従って、伊方発電所3号炉の再稼働を進めてまいります。

我が国のエネルギーを巡る環境は、東日本大震災及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を契機として、大きく変化しています。このような中、新たなエネルギー政策の方向性と将来のエネルギー需給構造の実現へ向けた取組を国民の皆様にお示しするため、平成26年4月、エネルギー基本計画をとりまとめました。

エネルギー基本計画において、原子力は、「安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源」と位置付けております。その上で、原子力発電所の再稼働については、「原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。その際、国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む。」こととしております。

また、今般決定した長期エネルギー需給見通しにおいては、安全性を大前提に、自給率を概ね25%程度まで改善すること、電力コストは現状よりも引き下げること、

欧米に遜色ない温暖化ガス削減目標を掲げることの3つの具体的な目標を同時に達成する中で、原子力依存度を低減させる結果として、2030年度の原発依存度は、20%～22%程度としております。

しかしながら、我が国のエネルギー環境は、引き続き、厳しい情勢が続いております。

第一に、我が国のエネルギー自給率は、僅か6%程度まで落ち込み、エネルギー安全保障の観点から、極めて脆弱な状況にあります。

第二に、原子力発電の停止に伴う火力発電の焼き増しによって、燃料調達費が増大しています。その影響もあって、東日本大震災以後、電気料金は家庭用で約25%、産業用で約40%上昇しており、引き続き、予断を許さない状況にあります。

第三に、東日本大震災以降、原子力発電所の停止による火力発電の焼き増し等により、温室効果ガス排出量の増加が継続しており、地球温暖化対策に積極的に取り組む必要が一層高まっております。

このような我が国のエネルギーを巡る課題を着実に解決することが必要です。安全性の確保を大前提に、低廉かつ環境負荷の少ないエネルギー・電力の安定供給が国民経済の健全な発展にとって重要であり、その意味で、安全性が確認された原子力発電所の再稼働は、国民の皆様の日々の暮らしや日本経済の活力にとって重要であると考えております。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を受けて、今なお、国民の皆様の中に原子力発電所の再稼働について不安の声があることは承知しております。

政府及び原子力事業者は、過酷事故への十分な対応ができず、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を防ぐことができなかつたことへの深い反省を一時たりとも放念してはなりません。規制基準さえ満たせばリスクがないとする「安全神話」と決別し、産業界の自主的かつ継続的な安全性向上を促すとともに、新たな知見の反映などによる規制基準の向上を通じ、世界最高水準の安全性を不断に追求していくことが不可欠です。

また、エネルギー・原子力政策に責任を有する経済産業大臣として、国民の皆様の不安の声に正面から向き合い、原子力発電の重要性と再稼働の必要性について更なる国民理解が得られるよう取り組むなど、先頭に立って最善を尽くしてまいります。その上で、万が一事故が起きた場合には、政府は、関係法令に基づき、責任をもって対処いたします。

貴職におかれては、原子力政策についてかねてから深いご理解と多大なご貢献をいただいていると認識しております。また、四国電力株式会社に対し、原子力発電所の更なる揺れ対策や電源対策等の安全性に対する自主的・継続的な取組、戸別訪問等により地元住民と正面から向き合っていく姿勢、「愛媛方式」と呼ばれるトラブル通報連絡の強化等を促すなど、全国的にも特筆すべき数々の取組をいただいていることを

高く評価します。

今般の伊方発電所3号炉の再稼働を進める政府の方針について、ご理解を賜るようお願い申し上げます。

記

1. 原子力については、エネルギー基本計画（平成26年4月11日閣議決定）において、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源であると位置付けるとともに、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準（新規制基準）に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進めることとしている。
2. 伊方発電所3号炉については、原子力利用における安全の確保を図ることを任務とする、独立した原子力規制委員会によって、新規制基準に適合すると認められ、原子炉設置変更許可が行われた。これにより、伊方発電所3号炉については、再稼働に求められる安全性が確保されることが確認された。
したがって、政府として、エネルギー基本計画に基づき、伊方発電所3号炉の再稼働を進めることとする。
3. このような政府の方針について、エネルギー基本計画に基づき、政府として、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組むこととし、新規制基準への適合審査の結果や、エネルギー政策・原子力政策の内容、原子力災害対策の内容などを丁寧に説明していく。
4. また、避難計画を含む地域防災計画について、政府として、計画の更なる充実のための支援やその内容の確認を行うとともに、計画の改善強化に継続して取り組んでいく。
5. 実際の再稼働は、今後、原子力規制委員会によって、工事計画認可など所要の法令上の手続が進められた上で行われる。さらに、再稼働後についても、政府は、関係法令に基づき、責任をもって対処する。